

キャリアアップ助成金について（平成26年度予算案：159億円）※拡充は平成26年3月1日施行

○有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用労働者の企業内のキャリアアップを促進するため、これらの取組を実施した事業主に対して包括的に助成。

【本助成金の活用にあたって】

事業所ごとに「キャリアアップ計画」の作成、「キャリアアップ管理者」の配置が必要。
《助成メニュー》

助成内容・要件		助成額 (全て対象労働者1人につき) ()額は大企業の額	拡充内容 ※2年間の時限措置(人材育成は恒久) (全て対象労働者1人につき) ()額は大企業の額
正規雇用 等転換	有期契約労働者等を正規雇用等に 転換または直接雇用（以下「転換 等」）	①有期→正規：40万円（30万円） ②有期→無期：20万円（15万円） ③無期→正規：20万円（15万円）	①1人当たり50万円（40万円） ③1人当たり30万円（25万円） ※①または③を実施する場合、助成上限人数（①～③ 合わせて1年度10人）を5人を限度として上乗せ ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、 1人当たり10万円（大企業も同額）加算（新規）
人材育成	有期契約労働者等に下記いずれか の訓練を実施 ①OFF-JT（一般職業訓練） ②ジョブ・カードを活用した OFF-JT+OJT（有期実習型 訓練）	①OFF-JT（一般職業訓練） 賃金助成：1h当たり800円（500円） 経費助成：20万円上限（15万円） ②OFF-JT+OJT（有期実習型訓練） 実施助成：1h当たり700円（700円）	経費助成：1人当たり 訓練時間数が100時間未満 10万円（7万円） 訓練時間数が100時間以上200時間未満 20万円（15万円） 訓練時間数が200時間以上 30万円（20万円） ※実費が上記を下回る場合は実費を限度とする。
処遇改善	有期契約労働者等全員の基本給を 3%以上増額	1万円（0.75万円） ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり10万円（7.5万円）上乗せ	要件を「3%以上」から「2%以上」へ緩和 ※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、 1事業所当たり20万円（15万円）上乗せ

※上記の他、有期契約労働者等に法定外の健康診断、短時間正社員への転換、パート労働者の労働時間延長を実施した場合に助成
このうち、有期契約労働者等から短時間正社員へ転換した場合、1人につき20万円（15万円）→30万円（25万円）に拡充